

「第47回つつがふるさとまつり」出店要領

1 目的

つつがふるさとまつりの賑わいを創出するため、来場者等が飲食等を通じ、ふれあえる場として屋台村を設けるとともに、出店者の出店条件等を定める。

2 実施日時

実施日	準備時間	営業時間
令和8年11月15日（日）	8：00～9：00	9：00～19：00（一部15：00まで）

3 実施場所

安芸太田町立筒賀小学校体育館周辺

4 出店条件等

（1）出店資格

出店者は、次の出店資格を有し、従業員を含め暴力団関係者と無関係であると誓約した出店申込者の中から選定する。なお出店申込者が多数の場合は、関係性や実績等を踏まえ、選定しない場合もある。

- ① 町内在住の個人
- ② 町内所在の各種団体・企業
- ③ 実行委員会委員の所属団体等
- ④ これまで本まつりでの出店経験がある団体等
- ⑤ 町外からの出店は実行委員会からの推薦や出店依頼を受けた団体等

（2）出店場所等

出店場所は、「筒賀小学校体育館横駐車場」及び「筒賀支所車庫」内で、出店者が希望する出店ブース（コマ数）を踏まえ、実行委員会事務局が決定する。

なお、1コマは出店テント（2間×3間）の半分のスペース、移動販売車の場合のコマ数は、1台あたり1コマとする。また、テント持参の場合は、3m×3mのスペースを1コマとする。

また、出店の設営や商品の販売に当たっては、店舗の飾りつけ、従事者の服装、商品の包装など出店者の特色を活かしたユニークな店舗になるよう努めること。

その他ゴミの減量化や分別のしやすさに留意すること。

（3）出店者負担金

出店者は出店者負担金を負担することとし、実施当日に配付する売上集計表から算出した負担割合で集金する。

◆出店料	売上の5%（出店料はイベント運営費に充当する）
------	-------------------------

- ①事務局では、テントと机、椅子を用意する。洗い用水源は別途事務局から案内する。
- ②電気機器の電源は、事前に事務局へ相談すること。
- ③出店に必要な電気機器やガス器具等は、出店者自身が用意すること。

(4) 諸手続き

①(消防関係)露店等の開設手続き

火気器具を使用する場合は、広島市消防局安佐北消防署安芸太田出張所への「露店等の開設届出書」の提出が必要となり、事務局がまとめて提出することから、後日事務局が送付する様式に記載の上、事務局が定める提出期限までに提出すること。また、消防署から指摘事項があった場合は、当日までに対応すること。

②(衛生関係)臨時食品取扱施設開設手続き

食品を取り扱う場合は、広島県西部保健所広島支所への「臨時食品取扱い施設開設届」の提出が必要となり、事務局が取りまとめて提出することから、後日事務局が送付する様式に記載の上、事務局が定める提出期限までに提出すること。

なお、届出後の販売品目の追加は認めないので、届出前に販売品目を精査すること。また、保健所から指摘事項があった場合は、当日までに対応すること。

③(暴力団追放関係)暴力団追放に関する手続き

出店する場合は、山県警察署への「様式2：表明・確約に関する同意(暴力団追放に関する誓約書)」、「様式3：責任者及び店頭販売者一覧表」及び「運転免許証等の写し」の提出が必要となり、事務局が取りまとめて提出することから、事務局が定める提出期限までに提出すること。

5 当日の営業条件等

(1) 通行規制

当日は、筒賀小学校体育館前の進入路及び体育館横駐車場は、9時から19時まで出店関係車両を含め車両通行止めとなることから、出店ブースへの設営や資材搬入等のための車両の乗り入れは9時までに完了すること。なお、9時以降に資材等を搬入する場合は、台車等により搬入すること。撤去のための車両の乗り入れは、当日のスタッフの指示により対応すること。

(2) 出店者用駐車場

出店者用駐車場は特に設けない。イベント来場者の駐車台数確保のため、スタッフで車両を乗り合わせするなどの協力をお願いする。

(3) 営業時間等

①準備時間(8時～9時)

出店ブースの設営は、準備時間内に完了すること。なお、前日に搬入したい場合は、事前に事務局へ連絡すること。

②営業時間(9時～19時)

事前の露店開設手続きにおいて、営業時間を定めていることから、営業時間の開始時間前や終

了時間後に営業活動を行わないこと。

③撤去時間（１５時～撤去完了）

営業時間の終了前に商品が売り切れた場合は、撤去を開始できるが、出店エリアへの車両の乗り入れは、筒賀福祉センター側からのみ当日のスタッフの指示により、１５時以降に開始することとする。なお、出店ブース内で発生したゴミや残飯は、出店者自身で処分すること。

（４）衛生管理

食品を取り扱う場合は、保健所の指導に従い、食中毒の発生防止に努めるとともに、残飯等の処理設備として蓋つきの容器を用意すること。

（５）開催中止事由

次の事由に該当する場合は、前日夕方又は当日朝に中止を決定し、防災行政無線や安芸太田町ホームページ等により中止を広報するほか、出店者には個別の連絡方法により中止を連絡する。

- ①気象警報（大雨警報、暴風警報等）の発表など、荒天の可能性が高い場合
- ②天変地変その他中止せざるを得ない場合

６ その他

（１）出店資格のない町外者等の取り扱い

出店資格のない町外者等からの出店を認めた場合は、露天商として取り扱うとともに、指定する場所において出店できるものとする。